

私たちの自然を守ろう！特定外来植物オオキンケイギク等の駆除について

オオキンケイギク



オオハンゴンソウ

- ・原産国：北アメリカ（ミシガン～フロリダ、ニューメキシコ）
- ・開花期は5～7月。
- ・キク科の多年生草本で、高さ0.3～0.7m程度。温帯に分布。路傍、河川敷、線路際、海岸などに生育。

【駆除のポイント】

- ・多年草です。抜き取っても地中には種子が発芽可能な状態で残るため、翌年も同じ場所から生えてきます。
- ・種子を作らせないことが重要なポイントになります。種子をつけさせないことで、翌年以降の範囲拡大を防ぎます。何年か継続することで地中の種子を減らし、根絶に繋がります。

【駆除方法】

- ・抜き取り 最も効果的な方法です。種子が付いていない花の時期が最適です。
- ・刈取り 種子が付いていない花の時期に行います。種子が付いてから行くと、飛散により範囲が一気に拡大するため注意が必要です。また、早期に行くと再び開花することもあるので、再度刈取りが必要です。
- ・除草剤 使用可能な場所であれば、除草剤による駆除も効果的ですが、周辺の草花も絶えてしまうので、希少な植物に注意が必要です。
- ・外来生物法で生きている個体の運搬が禁止されています。種子が付く前であれば、刈り取りや、抜き取り後その場へ放置しましょう。種子が付いた個体は種子が飛散しやすいので慎重に取り扱い、処分は燃えるゴミ用の袋に入れましょう。



下平・市道沿い



小鍛冶線沿い



中沢・新宮川堤防沿い

【オオキンケイギクの駆除で「えがおポイント」をもらおう！】

- ・市では10人以上が参加して行う、特定外来植物（アレチウリ・オオキンケイギク・オオハンゴンソウ）要注意外来植物（ニセアカシア・オオブタクサ・セイタカアワダチソウ）の駆除作業に対し「えがおポイント300P/人」を交付します。作業実施2週間前までに生活環境課までご連絡下さい。



【特定外来生物とは】 外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から特定外来生物法により指定されています。

【規制等】 飼育、栽培、保管及び運搬、輸入、野外へ放つ、植えることが原則禁止

【罰則等】 個人の場合懲役3年以下もしくは300万円以下の罰金（行為や法人により異なる）

大切にしたい草花も絶えてしまいます

※他人の土地への侵入や植物を駆除する場合は、必ず断ってから行って下さい。

問合せ 駒ヶ根市生活環境課 83-2111 内線 541 E-mail kankyo@city.komagane.nagano.jp

オオキンケイギク駆除作業・えがおポイント発行手続きフロー

事業計画〔参考〕

メンバーの確保

現地の状況把握と
土地立入の了解

作業要領を決める

- メンバーの確保
・自治組織（自治組合、隣組）・分館・サークル・学校、保育園・等
※えがおポイントの交付は、10人以上が参加して行うことが条件です。
- 現地の状況把握等
・駆除対象植物の状況（生育状況の確認、撮影）を把握する。
・土地の所有者を確認し、了解を得る。
- 作業要領を決める
・駆除方法、回数、日程、回収方法等を決める。



えがおポイントの申請

生活環境課へご相談を〔83-2111 内線 541〕

- えがおポイントの交付にあたり必要な事項①～⑤を添えてご相談ください。
①実施団体やサークル名 ②作業日時 ③実施場所 ④参加予定人数（最大）
⑤その他…チラシや案内通知等の実施予定がわかる資料



※処分方法についてもご相談ください。

承認手続き → えがおポイントチケット発行



※チケットをお渡しする際にゴミ袋をお渡します。

オオキンケイギク駆除実施と終了後の手続き

えがおポイント
チケットの配布

実施結果の報告と
残ったチケットの返却

- えがおポイントチケットの配布 参加者 1 名につき 1 枚お配りください。
- 実施結果の報告 他 実施前・活動中・実施後の写真により報告してください。
また、残ったチケットにつきましては返却してください。